府　令

○内閣府令第二十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十五第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名　　印

1　業務の状況

［(1)～(5)　略］

(6)　連結自己資本規制比率の状況

（記載要領）

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Ａにより記載すること。ただし、第208条の28第１項に規定する金融庁長官が定める場合にあっては、連結自己資本規制比率を様式Ｂ－１により、連結資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率を様式Ｂ－２により、連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率を式Ｂ－３により、それぞれ記載すること。

（様式Ａ）

［略］

（様式Ｂ－１）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				

改正前

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名　　印

1　業務の状況

［(1)～(5)　同左］

(6)　連結自己資本規制比率の状況

（記載要領）

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Ａにより記載すること。ただし、第208条の28第１項に規定する金融庁長官が定める場合にあっては、連結自己資本規制比率を様式Ｂ－１により、連結資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率を様式Ｂ－２により、それぞれ記載すること。

（様式Ａ）

［同左］

（様式Ｂ－１）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				